

令和4年度監査計画

この計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき定めた「墨田区監査基準（令和2年3月19日監査委員決定。）」第7条に規定する監査計画として定めるものである。

I 区政の動向と監査

区は、令和4年度の施政方針において、新型コロナウイルス感染症の蔓延が長期化する中で、引き続き区民の命を守る感染症対策に全力で取り組むとともに、区民生活や地域経済の回復に向けた施策を迅速に講じること、コロナ禍で浮き彫りとなった課題やリスクなどを克服し、ポストコロナ時代における社会の変化・変革を見据えた施策を展開することが重要としている。

また、主要な事業として「新型コロナウイルス感染症に対する取組」、「SDGs 未来都市としての取組」、「DXに対する取組」、「3つの“夢”実現プロジェクトの実現」、「シティプロモーション戦略の推進」、「大学のあるまちづくりの推進」などを掲げている。さらに、これらと併せて「行財政改革の推進」として、持続可能な行政基盤の確立と簡素で効率的なシステムの構築などを推し進めていくこととしている。

これらの施策を効果的・効率的に推進し、さらにその経済性や有効性を確保していくためには、社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直しや改善の取組など不断の努力を続け、より健全で持続可能な行財政運営を確立していくことが求められる。

これに対して監査委員は、昨年度初めて内部統制評価報告書の審査を実施したところであるが、制度の導入後間もないということもあり、内部統制に対する考え方の浸透が一部においては十分ではない点も見受けられたところである。制度の整備・運用がさらに進むことが期待される今年度においては、その機能を十分に発揮させることが求められる。したがって、監査委員としても、内部統制がどのような項目についてどの程度有効に機能しているのかという視点から、内部統制評価報告書審査を決算総括審査や定期監査とも連携させて臨んでいく考えである。

以上の点を踏まえ、監査委員は、独立の執行機関として公正不偏の立場から、次の「監査の基本方針」に基づき、今年度の監査を実施する。

II 監査の基本方針

- 1 区の事務事業及び予算執行について、法令等に基づく適正な処理をしているかという「合規性」及び「正確性」の観点から監査を実施する。

- 2 区の事務事業及び予算執行について、支出した費用に見合う効果を挙げているかという「経済性」及び「効率性」の観点並びに所期の目的を達成しているかという「有効性」の観点から監査を実施する。
- 3 区の事務事業及び予算執行について、不適正な事務処理がある場合には、監査委員の指導的機能を発揮する立場から適切な改善を促し、再発防止が図られるよう、監査を実施する。
- 4 監査の実施に際しては、区長による内部統制に依拠した監査を行うため、その体制の整備・運用状況を把握しつつ、過去の監査結果に対する改善が図られているか等、監査結果の実効性を確認する。

Ⅲ 監査の実施

1 定期監査

区の財務に関する事務の執行及び区の事務の執行が適正・適切に行われているかについて、合規性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査する（法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）。

事業所及び区立学校を対象に「定期監査（第1回）」として、各部局を対象に「定期監査（第2回）」として実施する。定期監査では、特定のテーマを設けた行政監査（Ⅲの6）を併せて実施する。

(1) 実施日程

別紙「令和4年度監査実施日程表」（以下「日程表」という。）のとおり実施する。

なお、監査委員が必要と認めるときは、予定を変更することがある。

(2) 監査対象

前回監査日以降処理した事務とする。

(3) 実施の通知

実施についての日時等は、その都度通知する。

(4) 資料の提出

監査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求める（法第199条第8項による資料提出）。

2 財政援助団体等監査

区が財政的援助を与えたもの等の出納その他事務の執行が、その援助の目的に合致し、適正かつ効果的、効率的に行われたかを監査する（法第199条第7項の規定による監査）。

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 監査対象

ア 令和3年度中に財政的援助を与えた団体の出納その他の事務執行のうち財政的援助に係るもの

イ 区が出資している団体の出納その他の事務に係るもの

ウ 指定管理者の管理業務の出納その他の事務に係るもの

(3) 監査の観点

ア 補助金等交付団体

補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか等の観点から監査を実施する。

イ 出資団体

事業運営に係る出納その他の事務の執行が出資等の目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び経営・財務状態が良好であるか等の観点から監査を実施する。

ウ 指定管理者

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が協定に基づき適正に行われているか、収支に係る会計経理が適正に行われているか及び当該施設の管理運営が適切に行われているか等の観点から監査を実施する。

エ 併せて、各所管部局の当該団体への補助金、出資、指定管理料等の取扱い及び事業運営に対する適切な指導・監督についても確認する。

(4) 実施の通知

監査を実施する団体等を決定した際には、監査日時等を通知する。

(5) 資料の提出

監査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求める（法第199条第8項の規定による資料提出）。

3 決算、基金運用状況及び健全化判断比率の審査（決算総括審査）

決算については、計数の適正性を確認するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況を審査する（法第233条第2項の規定による審査）。

基金運用状況については、計数の適正性ととともに、基金運用が適正かつ効率的に行われたかを審査する（法第241条第5項の規定による審査）。

健全化判断比率については、各比率が適正に算定されているかを審査する（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による審査）。

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 審査の方法

証拠書類に基づいた計数確認等及び予算執行状況等各部局担当者からの事

情聴取による。

(3) 資料の提出

審査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求めることがある。

4 内部統制評価報告書審査

区長が作成した内部統制評価報告書について、区長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する（法第150条第5項の規定による審査）。

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 審査の方法

内部統制評価報告書について、Ⅲの3の決算総括審査及びその他の各監査の結果を併せ総合的に審査する。

(3) 資料の提出

審査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求めることがある。

5 例月出納検査

区の毎月の各会計の現金出納について、現金の保管及び出納事務が適正に行われているか等の観点から、保管する現金の残高及び関係計数の正確性を確認するとともに、基金を含む資金の運用状況等、財政収支の動向を計数及び証拠書類から検査する（法第235条の2第1項の規定による検査）。

(1) 実施日

毎月22日とする。ただし、当日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、順次繰り上げる。

なお、監査委員が必要と認めるときは、他の日に変更することがある。

(2) 検査対象

実施日の前月中に会計管理者が取り扱った会計事務

6 行政監査

区の事務の執行について、必要に応じて、特定の事務・事業に関するテーマを設定し、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査する（法第199条第2項の規定による監査）。

(1) 実施日程

Ⅲの1の定期監査に併せて実施する。

(2) 監査対象

各部局及び事業所とする。

(3) 監査テーマ

今年度の行政監査テーマは、「職場における人材育成の取組」とする。

7 随時監査（工事監査）

随時監査として、建築及び土木工事に係る工事監査を実施する（法第199条第5項の規定による監査）こととし、監査対象工事は、監査委員の協議により選定する。

工事監査は、区が行う工事の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査する。

8 その他

監査委員は、区施策の理解を深めるため必要があると認める場合に、施設等の視察を行うことがある。

IV 監査等結果の報告及び公表等

1 監査等結果報告（法第199条第9項による結果報告及び公表、同条第10項による意見、同条第14項による公表並びに同法第235条の2第3項の規定による結果報告）

Ⅲの1、2、6、7の各監査を終了したときは、その結果に関する報告を決定し、区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出し、これを公表する。

また、Ⅲの1、2、6、7の各監査の結果に基づき監査委員が必要と認めるときは、監査結果に関する意見を決定し、結果報告に添えて提出し、その意見を公表する。

これらの結果報告の提出を受けた区議会、区長及び関係のある委員会又は委員から監査の結果に基づき又は結果を参考として、措置を講じた旨の通知を受けたときは、その措置の内容を公表する。

Ⅲの5の検査を終了したときは、その結果に関する報告を決定し、区議会及び区長に提出する。

2 審査結果意見（法第150条第6項、第233条第3項及び第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による意見）

Ⅲの3、4の審査を終了したときは、その審査結果に関する意見を決定し、区長に提出する。

3 監査結果報告による勧告及び公表（法第199条第11項の規定による勧告及び同条第15項の規定による公表）

Ⅲの1、2、6、7の各監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その対象となる区議会、区長及び関係のある

委員会又は委員に勧告し、その内容を公表する。

勧告に基づき必要な措置を講じた区議会、区長及び関係のある委員会又は委員からその措置内容の通知があったときは、これを公表する。

V 内部統制に依拠した監査等

区長による内部統制体制の整備・運用の状況と併せて、監査委員がこれまでに実施した監査等の結果を踏まえ、想定されるリスクに対して、区長等においてリスクの発生を防ぐための対策を有効に講じていると判断できる場合には、監査等においてよりリスクが高く影響の大きい監査対象へ重点的な監査資源の配分を行うなど、効率的かつ効果的な監査等を実施することとする。

VI 監査等の実施体制

監査等の実施に当たっては、4人の監査委員が全ての監査対象（法の規定により除外される事件を除く。）に対し等しく責任を持ち、その職務に当たる。

また、監査委員の事務を補助する監査委員事務局職員は、監査委員による適切な指揮監督のもと、監査事務を遂行する。

令和4年度監査実施日程表

種別 月別	定期監査			財政援助団体等監査		決算総括 審査日数	内部統制 評価報告書 審査日数	例月出 納検査 日数	監査委員 監査日数	監 査 日 数
	対 象	監査委員 監査日数	事務監査 日数	監査委員 監査日数	事務監査 日数					
4月								1	1	1
5月	出張所・保育園・事業所	4	6					1	5	11
6月	小学校・中学校・幼稚園	5	6					1	6	12
7月				5	10			1	6	16
8月				1	2	4	1	1	7	9
9月								1	1	1
10月	企画経営室 福祉保健部 区民部	5	7					1	6	13
11月	地域力支援部 保健衛生担当 子ども・子育て支援部 区議会事務局	5	7					1	6	13
12月	環境担当 立体化・まちづくり 推進担当 会計管理室 選挙管理委員会事務局 教育委員会事務局	5	6					1	6	12
1月	産業観光部 都市計画部 危機管理担当 都市整備部	4	6					1	5	11
2月	総務部 監査委員事務局	2	4					1	3	7
3月								1	1	1
合計		30	42	6	12	4	1	12	53	107

※ 定期監査・財政援助団体等の監査委員監査は、午前中に実施する予定です。

※ 定期監査の事務監査の日程は、決定次第順次通知します。

※ 工事監査の実施は、決定次第通知します。